

IV 事業等の概要

《環境・森林部門》

<環境・森林部門>

1 公害苦情等関係

(1) 公害苦情受付件数

公害に関する苦情については、公害紛争処理法（昭和45（1970）年6月制定）に基づき、市町と協力して適正な処理に努めています。平成23年度に管内で県が取り扱った公害苦情件数は71件でした。

	大気	水質	土壌汚染	振動	地盤沈下	悪臭	騒音	その他	合計
四日市環境課	6	3	0	0	0	1	0	3	13
鈴鹿環境課	1	18	0	0	0	7	0	32	58
合計	7	21	0	0	0	8	0	35	71

(2) へい死魚・水質汚染事案発生件数

へい死魚の発生や公共用水域の汚染事案については、発生初期における迅速かつ的確な現状把握と原因究明を行い、被害の軽減に努めます。

	へい死魚	汚染事案
四日市環境課	1	3
鈴鹿環境課	6	8
合計	7	11

(3) 光化学スモッグ発令状況

県大気汚染緊急時対策実施要綱（光化学スモッグの部）に基づき、注意報等の発令時における燃料使用量の削減等の措置について、協力工場に要請するとともに、立入検査を実施します。

	予報	注意報	警報	重大警報
四日市地域	2	0	0	0
鈴鹿地域	0	0	0	0
合計	2	0	0	0

2 廃棄物関係

(1) 一般廃棄物

市町における一般廃棄物処理施設の整備の促進と適正な維持管理の指導を行います。

(ア) 一般廃棄物処理施設の状況（市町関係分）

種類	市町等	所在地	処理能力	竣工年月
ごみ焼却施設	四日市市	四日市市垂坂町	450t/日	S48.12
	四日市市	四日市市楠町	15t/日	H06.04
	鈴鹿市	鈴鹿市御菌町	270t/日	H14.11
	亀山市	亀山市布気町	80t/日	H12.04
	菰野町	菰野町大字永井	40t/日	H03.04
最終処分場	四日市市	四日市市小山町	2,437,549 m ³	S54.08
	鈴鹿市	鈴鹿市国分町	335,900 m ³	H05.04
	亀山市	亀山市布気町	7,000 m ³	H13.08
	亀山市	亀山市関町	19,320 m ³	S54.01
	菰野町	菰野町大字菰野	53,998 m ³	S58.06
粗大ごみ処理施設	四日市市	四日市市楠町	25t/日	H09.02
	四日市市	四日市市小山町	120t/日	H19.05
	鈴鹿市	鈴鹿市国分町	75t/日	H05.04
	鈴鹿市	鈴鹿市国分町	44t/日	H23.04
	鈴鹿市	鈴鹿市国分町	22t/日	H22.04
	鈴鹿市	鈴鹿市国分町	2t/日	H23.04
	鈴鹿市	鈴鹿市国分町	2t/日	H23.04
	亀山市	亀山市布気町	30t/日	H02.03
	亀山市	亀山市布気町	12t/日	H10.12
	亀山市	亀山市関町	8t/日	H17.11
し尿処理施設	鈴鹿市	鈴鹿市上野町	270kl/日	S63.09
	亀山市	亀山市野村町	60kl/日	S63.03
	亀山市	亀山市関町	20kl/日	H02.06
	四日市市	四日市市楠町	20kl/日	S53.07
	朝明衛生センター	川越町高松	300kl/日	H10.09

(イ) 一般廃棄物の処理状況

(平成22年度末)

市町名	搬入量 (t)	処理内訳(t)			資源化 (t)	1人1日当 たり排出量 (g)
		焼却	埋立	その他		
四日市市	102,256	74,514	14,787	12,955	27,256	958
鈴鹿市	66,133	52,052	247	13,834	19,309	953
亀山市	18,431	13,697	0	4,734	7,113	1,018
菰野町	12,554	10,024	165	2,365	3,673	860
朝日町	2,127	1,488	275	364	510	605
川越町	3,101	2,058	481	562	766	607

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の適正処理を推進するため、事業者に対しては排出事業者責任の明確化、廃棄物の減量化・再資源化等について指導するとともに、処理業者に対しては処理施設の維持管理の徹底、産業廃棄物処理基準の遵守について指導します。

(ア) 産業廃棄物の処理業者の状況

区 分	四日市環境課	鈴鹿環境課	合 計
産業廃棄物収集運搬業者数	433	228	661
産業廃棄物処分業者数	52	27	79
特別管理産業廃棄物収集運搬業者数	50	13	63
特別管理産業廃棄物処分業者数	5	0	5

(イ) 産業廃棄物処理施設の状況

(施設数)

区 分	四日市環境課	鈴鹿環境課	合 計
汚泥の脱水施設	53	24	77
汚泥の乾燥施設	3	2	5
汚泥の焼却施設	6	0	6
廃油の油水分離施設	2	3	5
廃油の焼却施設	6	0	6
廃酸・廃アルカリの中和施設	1	0	1
廃プラスチック類破砕施設	17	7	24
廃プラスチック類の焼却施設	3	0	3
産業廃棄物の焼却施設	3	1	4
がれき類又は木くずの破砕施設	30	14	44
安定型最終処分場	6	3	9
管理型最終処分場	6	2	8

(3) PCB廃棄物

PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管状況等を把握するとともに、適正保管について指導を行います。

	四日市環境課	鈴鹿環境課	合 計
保管状況届出事業者数	291	104	395

(4) 自動車リサイクル法に基づく処理業者の登録又は許可の状況

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、解体・破碎業者に関する許可及び使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録を行うとともに、適正な事業の実施についての指導を行います。

区 分	四日市環境課	鈴鹿環境課	合 計
引取業者（登録）	54	137	191
フロン類回収業者（登録）	9	45	54
解体業者（許可）	4	27	31
破碎業者（許可）	1	4	5

3 大気汚染関係

大気汚染防止法では、一定規模以上のボイラー等のばい煙発生施設、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設等を規制しています。また、三重県生活環境の保全に関する条例では、大気汚染防止法の規制対象外の施設（指定施設）を規制しています。

規制対象施設に係る届出の受理等並びに規制対象工場等への立入検査及び指導を実施します。

(1) 大気汚染防止法・三重県生活環境の保全に関する条例による届出状況

区 分	施 設 分 類	四日市環境課		鈴鹿環境課		合 計	
		工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	182	782	131	441	313	1,223
	一般粉じん発生施設	25	88	20	167	45	255
	特定粉じん（石綿）発生施設	0	0	0	0	0	0
	揮発性有機化合物排出施設	11	25	10	59	21	84
三重県生活環境の保全に係る条例	ばい煙に係る指定施設	94	1,288	59	642	153	1,930
	粉じんに係る指定施設	79	516	62	434	141	950
	炭化水素系物質に係る指定施設	16	316	0	0	16	316

(2) 大気汚染防止法による特定粉じん排出作業届出状況

	作業届出数
四日市環境課	119
鈴鹿環境課	7
合 計	126

(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気基準適用施設として5種類の特定施設、水質基準適用施設として19種類の特定施設を規制対象にしており、法の規定に該当する施設を設置する者は、届出及び自主測定が義務付けられています。

	届出事業所数	届出施設数
四日市環境課	36	86
鈴鹿環境課	15	35
合 計	51	121

(4) 自動車NO_x・PM法に基づく計画書の提出状況

自動車NO_x・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）が平成13年6月に公布され、対象地域内の一定規模以上の事業者はNO_x及び粒子状物質の排出抑制に必要な措置に関する自動車使用管理計画書の知事への提出が義務付けられています。

	自動車使用管理計画の提出
四日市環境課	26
鈴鹿環境課	4
合 計	30

*三重県内の対象地域：四日市市、鈴鹿市、朝日町及び川越町

4 水質汚濁関係

水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業場等からの届出の受理等を行うとともに汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うために立入検査を実施します。

また、公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、同法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表します。

(1) 水質汚濁防止法による届出状況

	一般事業場		有害関連事業場	
	排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満	排水量50m ³ /日以上	排水量50m ³ /日未満
四日市環境課	40	296	5	3
鈴鹿環境課	136	580	9	9
合計	176	876	14	12

(2) 河川水質(BOD)の環境基準適合状況 (数値：BOD 75%値) 単位：mg/リットル

水域名	地点名	類型	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
			達成	数値	達成	数値	達成	数値
鈴鹿川(上流1)	勸進橋	AA	○	<0.5	○	<0.5	○	<0.5
鈴鹿川(上流2)	鈴国橋	AA	○	<0.5	○	<0.5	○	0.6
鈴鹿川(中流)	高岡橋	A	○	0.6	○	0.7	○	0.7
鈴鹿川(下流)	小倉橋	A	○	0.5	○	0.8	○	0.9
内部川(全域)	河原田橋	A	○	0.9	○	1.0	○	1.1
朝明川(上流)	朝明橋	A	○	1.2	○	1.0	○	2.0
朝明川(下流)	朝明大橋	B	○	1.1	○	1.5	○	1.4
三滝川(全域)	三滝橋	A	○	1.5	○	1.2	○	1.3
中の川(全域)	木鎌橋	B	○	2.0	×	3.4	○	1.8
海蔵川(上流)	海蔵橋	A	○	1.3	○	1.2	○	1.2
海蔵川(下流)	新開橋	B	○	1.3	○	1.2	○	1.4
金沢川(全域)	千代崎樋門	C	○	3.1	○	4.8	○	3.3
安楽川(全域)	和泉橋	AA	○	0.5	○	0.6	○	0.8

*環境基準：AA 1mg/リットル A 2mg/リットル B 3mg/リットル C 5mg/リットル

5 浄化槽関係

浄化槽法に基づく届出受理等並びに啓発用パンフレットの配布等による維持管理指導を行うとともに、浄化槽保守点検業者の登録及び指導を行います。

(1) 浄化槽設置状況

	鈴鹿市	亀山市	菰野町	朝日町	川越町
浄化槽設置基数	14,764	5,015	5,089	163	346
うち合併処理浄化槽設置基数	10,817	2,284	3,316	34	32

(2) 浄化槽保守点検業の登録状況

	登録業者数
四日市環境課	27
鈴鹿環境課	34
合 計	61

(3) 生活排水処理施設の整備状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水 については、下水道をはじめ浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図ることが急務となっています。

管内の整備率は89.3%と県全体の整備率78.0%（全国平均（岩手県、宮城県、福島県を除く。）86.1%）に比べ高い状況にあります。

（平成22年度末）

市町名	住民基本台帳人口 (人)	生活排水処理施設 整備人口 (人)	生活排水処理施設 の整備率 (%)
四日市市	305,944	282,231	92.2
鈴鹿市	194,209	169,244	87.1
亀山市	47,797	38,233	80.0
菰野町	40,206	33,259	82.7
朝日町	9,622	9,548	99.2
川越町	13,763	13,741	99.8
合 計	611,541	546,256	89.3

* 生活排水処理施設：公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽

6 水道関係

水道法及び県小規模水道条例に基づき、水道施設の認可、確認を行うとともに、市町水道事業体、専用水道・簡易専用水道及び小規模水道の設置者に対し、維持管理の適正化についての指導を行います。

(1) 水道施設数

市町名	上水道	簡易水道	専用水道	簡易専用水道	小規模水道
四日市市	1	0	—	—	—
鈴鹿市	1	0	17	138	2
亀山市	1	0	4	61	0
菰野町	1	2	3	16	3
朝日町	1	0	1	5	0
川越町	1	0	0	15	3
合 計	6	2	25	235	8

注：四日市市内の専用水道、簡易専用水道及び小規模水道に関する事務は、同市が行なっています。

(2) 水道普及状況

(平成22年度末)

市町名	行政区域内人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
四日市市	314,216	313,748	99.9
鈴鹿市	203,227	202,928	99.9
亀山市	50,441	50,441	99.9
菰野町	40,977	40,101	99.0
朝日町	9,425	9,425	100
川越町	14,026	14,026	100
合 計	632,312	630,669	99.7

7 特定建築物関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の届出の受理や適正な維持管理の指導を行います。また、建築物清掃業等の登録及び指導を行います。

(1) 特定建築物の届出状況（四日市市分除く）

	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合計
四日市環境課	1	3	2	5	0	2	4	17
鈴鹿環境課	2	20	4	13	2	10	10	61
合計	3	23	6	18	2	12	14	78

(2) 建築物清掃業者等登録数

特定建築物清掃業者等の業種区分	四日市環境課	鈴鹿環境課	合計
建築物 清掃業	8	4	12
建築物 空気環境測定業	3	1	4
建築物 空気調和用ダクト清掃業	0	0	0
建築物 飲料水水質検査業	3	0	3
建築物 飲料水貯水槽清掃業	21	7	28
建築物 配水管清掃業	1	2	3
建築物 ねずみこん虫等防除業	16	3	19
建築物 環境衛生総合管理業	11	1	12

8 地盤沈下関係

工業用水法、県生活環境の保全に関する条例に基づき、揚水規制地域、届出地域における地下水揚水設備の許可、届出の受理等を行うとともに、適切な使用について監視、指導を行います。

(1) 工業用水法に基づく施設数 （四日市管内のみ）

	適合井戸	例外許可井戸	保安用井戸	合計
施設数	6	24	9	39

(2) 条例に基づく揚水施設数

	許可施設数	届出施設数
四日市環境課	185	142
鈴鹿環境課	0	1,222
合計	185	1,364

9 温泉関係

温泉法に基づき温泉の掘削、利用等の許可を行うとともに、施設の適正管理について指導を行います。

温泉施設数（利用許可数は四日市市分を除く）

	源泉数	利用許可数
四日市環境課	36	173
鈴鹿環境課	15	48
合計	51	221